

逗子市告示第 128 号

逗子市まちづくり条例第 60 条第 1 項に基づく事業者の名称等の公表

逗子市まちづくり条例（平成 14 年逗子市条例第 4 号）第 60 条第 1 項に基づき、同項第 4 号に該当する事業者の名称等を次のとおり公表する。

2021 年（令和 3 年）9 月 14 日

逗子市長 桐ヶ谷 健



(1) 事業者の名称等

・事業者

名 称 木村 浩久
所 在 地 神奈川県横須賀市久村 500-1

・代理者

名 称 株式会社クリエイト設計 代表取締役 木村 浩久
所 在 地 神奈川県横須賀市佐原 4 丁目 5 番 1 号

(2) 公表の原因となる事実

木村 浩久（代理者 株式会社クリエイト設計 代表取締役 木村 浩久）は、逗子市内で行った開発事業である「(仮称) 逗子市池子 1 丁目一戸建住宅 新築工事」について、逗子市まちづくり条例を厳守するよう要請したにも関わらず、応じることなく、同条例 32 条に違反して、建築した建築物を第三者に使用させている。そのため、同条例第 58 条に基づき、同条例施行規則第 39 条第 1 項第 8 号に規定する基準を満たしたうえで、同条例第 31 条に規定する工事完了届を提出するよう是正命令したが、それに応じることなく手続きを行わなかった。

(3) 対象地番

地目	地番	面積 (㎡)
宅地	池子 1 丁目 1925 番 3	149.14 ㎡
	計	149.14 ㎡